栃木市マスコット
キャラクター とち介

農業委員会だより
とちぎ

2019.7.1
第 12 号
発行/栃木市農業委員会
編集/農業委員会だより編集委員会
電話/0282-21-2393

写真は高設栽培のスカイベリー

目　次

農福連携の取組み…………………… P2
農地利用最適化に関する
意見書への回答 ……………………… P3
鳥獣被害対策について ………………… P4
農業委員会からのお知らせ………… P5
なでしこ委員会の活動報告………… P6
頑張ってます！ Agrist ……………… P7
季節の郷土料理 ……………………… P7
頑張ってます！ Agrist ……………… P8
編集後記………………………………… P8

今回は、岩舟町下津原の「いわふねフルーツパーク」にお伺いして、イチゴ狩りを取材させていただきました。伺ったのは４月上旬の春休み期間中でした。天気にも恵まれ、子供連れの家族でにぎわっていました。ビニールハウスの中でイチゴをほおばった子供たちからは「おいしい」の声が続き、完熟した甘さに大満足していました。イチゴ狩りは例年12月下旬から５月中旬まで楽しめるそうです。イチゴ狩りが終わっても、６月中旬から８月中旬まではブルーベリー狩り、８月下旬から９月下旬まではブドウ狩り、８月下旬から11月中旬まで梨狩りができますので、休日にはフルーツ狩り体験に訪れてみてはいかがでしょうか。なお、果実の生育具合によっては受付できない可能性があるため、必ずご予約して欲しいそうです。（TEL 55-5008）

※市民の皆様に農業委員会の活動をお知らせするために配布させていただきます。

農福連携の取組み

株式会社 イナバファーム（岩舟町静）

今回は、就労継続支援A型事業所を開設して、農福連携を実践している株式会社イナバファーム代表取締役 稲葉昭宏さん（32歳）にお話を伺いました。

事業の概要を教えてください。

農福連携A型事業所として、平成29年9月1日から事業を開始しました。私が代表で、妻が役員です。職員10名、利用者40名で作業しています。

利用者により週3日から週6日と作業日数に違いがありますが、月に8日は休日にしています。作業内容は、収穫、茅かき、葉かき、箱づめ、配達、出荷になります。

現在、トマト50アール、なす20アール、メロン3アールを栽培してJAに出荷しています。

農福連携を始めようと思ったきっかけを教えてください。

友人が福祉関係の仕事をしていて、農福連携の話が出ました。

利用者の症状が良くなってから送り出したいという思いもあり、障がい者雇用を始めようという考えに至りました。

農福連携の喜び、苦労を教えてください。

喜びは、目標を決めて取り組んでいく事が楽しいです。苦労は、利用者の症状が悪化してしまうと、とても切ないです。

今後の目標、夢を教えてください。

就農当時から今も、ハウスで1ヘクタールの規模に栽培を拡大したいと思っています。トマトの収穫量も、もっと伸ばしていきたいです。そして、今以上に障がい者支援、福祉の方に力を入れていきたいと思います。

《取材：五十畑節子委員》

作業場で収穫した野菜を箱詰め

※補足説明

◎農福連携とは？

高齢化や後継者不足等による担い手の減少が進み「働き手が欲しい」農業と、障がい者等の「働く場が欲しい」福祉事業所をつなぐ取り組みです。福祉事業所を中心に広がっています。

様々な農作業を通じ、生き生きと働ける場所と居場所を確保でき、農業の人手不足解消へと期待が高まる事業です。

◎就労継続支援A型とは？

障がいや難病のある方が、雇用契約を結んだ上で一定の支援がある職場で働くことが出来る福祉サービスです。障害者総合支援法に基づく福祉サービスのひとつであり、現時点では、一般企業での勤務が難しい65歳未満の方に一定の支援下で継続して働けるような職場を提供しています。

稲葉さんご一家

農地等利用最適化推進施策に関する意見書（前号掲載）への市からの回答

（1）農地の利用集積について

ア．ご提案をいただきました「農業情報コーナー」については今後検討し、できれば定期的に広報誌に設け情報発信するとともに周知に努め活用向上につなげていきたいと考えております。

なお、農地中間管理事業の活用手続きの簡素化につきましては、市農業公社代表理事である副市長が、内閣府規制改革推進会議ヒアリングにおきまして、手続きの簡素化を訴え、11月中旬に示した農地中間管理機構の見直し方針の中で、手続きの簡素化を盛り込み、明確にしたところであります。

市では、今後、国や県からの正確な情報を把握したうえで、農業者の皆様との情報共有に努めるとともに、農地中間管理機構の積極的な活用をより一層促していく考えです。

イ．市では、市農業公社を中心としたワンストップ窓口の設置及び関係機関の連携強化に向け、市農業公社、県、市、JA及び農業委員会をメンバーとして「農業経営者総合サポート連絡調整会議」を設置し、新規就農者を始めとした農業経営者への総合的なサポート体制を確立するため、関係機関の役割を明確にするとともに、連携を図りながら農業に関する様々な情報の共有化を目指しております。

ご意見のありました関係機関との連携による農地のあっせんにつきましても、各種施策に取り組んでまいります。

（2）遊休農地対策について

ア．市では、遊休農地の発生防止と解消に向け、市農業公社の農地バンク制度や農地中間管理事業などの活用を積極的に周知しております。また、各地域では人・農地プラン座談会を開催し、遊休農地を含めた地域の農地の状況、将来の担い手など、地域で抱えている問題について話し合い、問題解決に向けて実情にあった各種施策の提案も行っております。

ご意見のありました現行条例の見直しは困難であることから、市では、遊休農地の解消に向け、関係機関と一体となる取組体制の構築に向け、皆様のご協力を得ながら検討してまいります。

イ．ご提案の大型草刈機を各地域に配備することになると、新たな機械購入のための費用や格納施設の確保、オペレーターの確保といった様々な問題から、市農業公社での配備は非常に難しいものと考えております。

そのようなことから、大型草刈機を含めた農業機械の貸出事業については、地域の担い手やJAなどに、これらの業務を受けていただくことを視野に入れ、「安価な負担で容易に借り上げられる仕組み、若しくは業務委託できる仕組みづくり」の構築を、市と市農業公社が中心となってJAなど関係機関と連携し、検討してまいります。

（3）新規参入等の促進について

市では、「栃木市農業の手引き　新規就農者編」を作成し、イベントや研修会など様々な機会で周知し、ご理解をいただいているところであります。

さらに、就農直後の支援として、国の支援策「農業次世代人材投資事業」と併せ、国の支援策を補完する市独自の制度「新規就農サポート事業」を実施し、農業経営に係る経費の軽減を図っております。

ご意見のありました「栃木市農業インターンシップ事業」における農作業体験等の施策についても、4名の方が活用していますので、今後も事業を継続し、この研修を受けていただいた皆さんが、就農に至るまで寄り添いながら、様々な支援をしてまいります。

今後も、関係機関一丸となり、担い手の確保につながるアイデアを考え、例えば、研修ファームの設置等について関係機関の皆様と共に検討し、新たな施策の構築を図ってまいります。

（4）担い手対策について

ア．市では、農業士、認定農業者、農業委員及び最適化推進委員の皆様と連携し、担い手を目指す就農者などと交流を深め、農業経営や農業技術に関する勉強会、6次産業化研修会を開催するなど、「目指せ1億円プレーヤー」を合言葉に、農家の経営ノウハウを伝える施策を実施してまいります。

また、本市農業の魅力をPRする「農業版プロモーションビデオ」についても、市農業公社を中心に撮影を進め、完成した動画は、インターネット動画配信サービスや市内道の駅など、集客施設内での放映により情報発信に努めてまいります。

イ．市では、平成27年度から平成29年度までの3か年「農業後継者婚活サポート事業」を実施し、一定の成果をあげたところであります。

今後は、農業後継者に限定しない結婚支援推進事業や商工団体青年部など市内各種団体が実施する婚活イベントが市内で数多く開催されていることから、これら婚活イベントに関する情報を農業後継者に提供し、積極的に参加していただくよう案内してまいります。

鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策には、地域ぐるみでの取組みが必要です

イノシシやシカなどの野生鳥獣による農業被害や生活環境被害を防止するため、栃木市では「**野生動物が人里に近づきにくくするための生息環境管理**」、「**侵入防止柵設置による被害防除対策**」、「**猟友会による有害鳥獣捕獲駆除**」の３つの取組みを行っています。

特に、「野生動物が人里に近づきにくくするための生息環境管理」と「侵入防止柵設置による被害防除対策」については、**地域ぐるみでの対策**が必要です。皆さんで共通認識を持ち鳥獣被害を防ぎましょう。

地域ぐるみでの対策　―“えさ”と“棲みか”を無くしましょう―

【野生動物が人里に近づきにくくするための生息環境管理】

①徹底してえさを取除きましょう。

収穫しない野菜や果実などは放置せずに片付けましょう。収穫しない栗などの木は伐採してしまうことも有効です。

②棲みかを無くしましょう。

手入れされていない山林や耕作放棄地は、鳥獣の格好の棲みかになってしまいます。定期的な下草刈や耕起を行いましょう。なお、地域の活動団体が主体となり、「明るく安全な里山林整備事業」や「森林・山林多面的機能発揮対策交付金」を活用し、里山林や森林の整備を行っている事例もあります。

【侵入防止柵設置による被害防除対策】

生息環境管理と併せ、有害鳥獣が農地に侵入するのを電気柵や金網柵を設置して防止することは有効な対策です。特に地域全体で広域的に柵を設置することが非常に有効でありますので、地域の皆さんで相談し有効な侵入防止対策を検討してください。

なお、栃木市では、これらの対策に必要な経費の一部を補助する制度がありますのでご活用ください。詳細については、市の農林整備課にお問い合わせください。

侵入防止柵設置の様子

有害鳥獣捕獲駆除対策

市内猟友会の協力により有害鳥獣捕獲駆除を実施しています。

また、鳥獣被害対策実施隊を組織し緊急捕獲や被害地域での学習会なども行っています。

▶ 平成30年度捕獲頭数　イノシシ1,611頭・ニホンジカ386頭

有害鳥獣の生息区域は山間地域だけでなく、市街地周辺へも徐々に拡大してきておりますので、十分ご注意ください。

お問い合わせは、栃木市農林整備課獣害対策係まで ☎0282-21-2289・2387

農地の適正管理をお願いします

農地の適正な管理について

農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農地として有効に利用されていない耕作放棄地が増加しています。

耕作放棄地は、病害虫や雑草の発生源となり、周辺の農地や住宅へ迷惑をかけるばかりでなく、ごみを捨てられるなど生活環境悪化や火災の発生原因となる恐れがあります。

農地を所有する方は、責任を持って耕起・草刈り・除草等を行い、農地の適正管理をお願いします。

農地パトロールの実施について

農業委員会では農地の無断転用や耕作放棄地の発生を防止するため、7月から農地パトロールを実施します。

調査の方法は、農地を見回り、耕作の状況などを確認して、「遊休農地（荒廃農地）」になっていないかどうかを判断します。その際、農業委員や農地利用最適化推進委員が農地へ立ち入ることなどがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

遊休農地の課税強化について

農地パトロールの結果、遊休農地と判断された土地所有者等には、11月に利用意向調査を実施します。

この利用意向調査に対し、未回答の方や、自分で耕作する、自分で借り手を探すなどと回答したにも関わらずその通りにしていない方については、以下の措置（下図参照）が取られることとなり、遊休農地の固定資産税の評価額が通常農地の評価額の約1．8倍となる可能性があります。

なお、利用意向調査において、農地中間管理機構に貸し付けの意向を表明するなど、課税強化の対象とならない場合もあります。

調査票が届いた際には、必ずご回答くださいますようお願いします。

農地法に基づき、遊休農地については以下の措置がなされます。

今年の7～8月頃
農業委員会が全農地の利用状況を確認します。

今年の11月頃
遊休農地の所有者等には、農業委員会から利用意向調査票が届きます。

来年の7～8月頃
表明した意向どおりに実施しているか、農業委員会が確認します。

来年の11月頃
意向どおりに実施していない場合は農業委員会から、農地中間管理機構による遊休農地の借入の協議の勧告が行われます。

再来年の1月1日
勧告を受けている農地は、その納付する年度の固定資産税が1.8倍になります。

相続等で農地を取得した場合には、届出が必要です

農地法では、農地を相続した時などの届出が義務付けられています。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村に届出をお願いいたします。

なお、届出には農地の権利を取得したことがわかる書類が必要となりますので、法務局にて所有権移転登記を済ませた後、土地の全部事項証明書を持参の上、農業委員会事務局に届出書の提出をお願いいたします。
（農地の相続等を受けた日からおおむね10ヶ月以内に届出願います。）

この届出は、会社などにお勤めの方が農地を相続した場合など、実際には農業に従事していない方の場合でも必要になります。

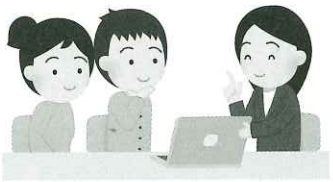

農地を取得後、次のような場合には農業委員会にご相談ください。

Q 農業を続ける予定ですが、相続税の軽減などは、受けられますか。

A 農地を相続した本人が農業を営む場合や、農業経営基盤強化法による貸付けを行う場合などには、相続税額の一部が猶予される場合があります。

Q 会社に勤めているので、自分で農作業を行うことは難しいのですが。

A 栃木市農業公社が農地の利用調整のお手伝いを行っていますので、ご相談ください。例えば、依頼により規模拡大を希望する農家の方への農地の貸し付けなどを実施しています。

Q 農地の売り買いや貸し借り、転用を考えているのですが。

A 自分の所有する農地であっても、農地の売買・貸借・転用には許可や届出の手続きが必要になりますので、必ず事前に農業委員会にご相談ください。必要な許可や届出をしないまま、売買・貸借・転用をしてしまいますと、農地法違反となり、罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。

なでしこ委員会活動報告

下都賀地区女性農業委員ネットワーク研修会

3月26日（火）下都賀地区女性農業委員ネットワークが下野市を会場に開催されました。

今回の研修は、下野薬師寺歴史館の館長による、下野薬師寺が果たしていた役割や史跡に指定された理由などについて説明を受けました。その後、タブレット端末を渡され、当時の史跡地の復元の様子をVR（ヴァーチャル・リアリティ）で体感し、下野市の歴史に触れた貴重な時間となりました。

また、天平の丘の古民家カフェで昼食をとりながら、女性農業委員の役割などの情報交換をし、交流を深め楽しく一日を過ごす事が出来ました。

《取材：手塚政子委員》

全農業委員が家族経営協定を締結

栃木市農業委員会の農業に従事している全委員が家族経営協定を締結しました。

家族経営協定は、家族内の話し合い運動です。家族構成員の各人が農業に意欲的に取り組むとともに、農業経営の発展の方向を明確にしていくためには、家族内の話し合いが基本となり、その話し合いの成果を生かす取り組みが必要です。

そこで、男女・各世代がともに、対等な立場で話し合いを進め、農業経営や暮らしの現状確認を出発点とし、家族各人の立場や働き方の明確化、確かな経営計画や生活設計の樹立等を図り、家族全体や個々人の夢を実現していくために締結するものが家族経営協定です。

協定書の記載内容は、労働時間や休日、快適な作業環境を作るための工夫、役割分担、報酬など、その農家の状況に合わせた内容を盛り込むことができるとともに、状況が変化すれば見直すことも可能です。

また、家族間のルールを決めていないために、繁忙期に労働時間が長くなったり、休日がなかなか取れないなど、明文化されていないために発生する問題を防ぐ役割も果たしております。

農業委員会では、女性農業委員で組織する「なでしこ委員会」が中心となり推進活動を行い、今回の農業委員全員の家族経営協定締結につながりました。

前期の農業委員（任期：平成25年7月20日～平成28年7月19日）も全員が家族経営協定を締結しましたので、2期連続での達成となりました。

頑張ってます！Agrist（アグリスト）（農・業・人）

高品質のカーネーション作り

城内町
岸 幾夫（いくお）さん・シヅエさん（妻）
秀紀（ひでのり）さん（長男）・礼子（れいこ）さん（長男の妻）

幾夫さん　シヅエさん　秀紀さん　孫の由真（ゆいま）さん　礼子さん

農業経営の内容と状況を教えて下さい。

昭和53年からカーネーション作りを始めました。市街地での農業経営ということもあり、規模拡大は困難なので、品質にこだわった経営をしています。

現在は平成18年に新設した、450坪のハウスで、10種類のカーネーションを栽培しています。

※栽培暦　6月下旬定植・9月～5月末まで採花
出荷先　小山花卉園芸組合
取引市場　東京2社・地元2社

農業をやっていての喜び、苦労を教えて下さい。

喜びは、順調に育って思いどおりの花が咲いた時です。また、県の展覧会に出品した花が金賞を取った時は苦労が報われ、家族そろって喜びました。苦労は、天候により花芽の生育がうまくいかない時です。

栃木県農政部長賞

今後の目標と展望は

そろそろ息子に経営を任せ、家族4人で納得のいく花づくりを頑張ります。

《取材：手塚政子委員》

季節の郷土料理

古来より必ずと言って良いほど家庭の食卓の上にある梅干、今回はその梅に注目してみました。

梅の実は全ての枝に実をつける事から、めでたい樹木（縁木物）とされ、梅干にいたっては酸が多く、殺菌効果はもちろんの事、夏バテを防ぎ疲労回復にも効くので、食品と言うより食薬として昔から重宝されてきました。

今では、梅の食べ方も色々工夫され、手軽に美味しく作る事が出来ます。例えば、ドレッシング、ジャム、甘露漬け、甘梅、カリカリ梅等々。はてさて皆様は今年どんな梅料理を作り、食卓を彩るのでしょか？楽しみです。

《渡辺計子委員》

頑張ってます！Agrist（農・業・人）

きめ細やかな管理でおいしい野菜づくり

藤岡町赤麻
髙際　正則さん・瞳さん（妻）

今回は、トマト・夏秋ナス栽培の髙際さんご夫婦にお話を伺いました。

瞳さん　長女の心咲さん　長男の琉生くん　正則さん

農業経営の内容と状況を教えて下さい。

サラリーマンから平成27年に新規就農し、トマト・ナス栽培を始めました。現在、トマト27アール（ハウス）、夏秋ナス10アール（露地）を２人で栽培しています。

工夫している点、気を配っている点など

ナスの薬剤散布や追肥のタイミング等、こまめに状況を見ながら対応しています。又、ナスの圃場が集荷場の近くなので、わからないことは部会の人達に教えてもらっています。

農業をやっていての喜び、苦労を教えて下さい。

喜びを感じるのは、品質の良い作物が出来て、おいしいと言ってもらえた時です。

苦労するのは夏の暑さ、天候不順による収穫の時です。また、雨の日の収穫は、ナスを一つ一つ拭かなければならないので大変です。

今後の目標と展望は

ナスは１本あたり収量20kg以上、トマトに関してはこれから増やす見込みです。

最近の状況は

５年目に入って、予定（目標）通りに進んでいます。毎日がとても忙しい状況です。　《取材：大山善夫委員》

編集後記

元号が令和になって初めての「農業委員会だより　とちぎ」を発行するにあたり、新しい時代の幕開けを皆様とともに喜びを分かち合いたいと思います。

また、現体制の農業委員会での発行は今回で最後となりますが、３年間の農業委員会だより発行にご協力いただきました皆様に、改めて感謝申し上げます。

農業委員会だよりの発行は今後も続きますので、新体制となっても、農業委員会活動や農業者のご活躍、農業関係の情報等をわかりやすくお伝えしたいと考えておりますので、今後もよろしくお願いいたします。

皆様からのご意見、ご感想、取材等のお便りをお待ちしています。

《編集委員長　阿部　秀夫》

■農業委員会だより編集委員会

委員長　阿部　秀夫
副委員長　手塚　政子
委員　渡辺　計子
荒木　陽子
山本千恵子
五十畑節子
大山　善夫
篠﨑　藤重
牛久　秀一